

第8回
会津美里町農業委員会定例総会

令和3年7月20日 火曜日 13時30分

会津美里町役場 本庁舎2階 大会議室

会津美里町農業委員会

第8回 会津美里町農業委員会定例総会 会議録

1. 日時 令和3年7月20日 火曜日 13時30分～14時30分

2. 場所 会津美里町本庁舎 2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 渡部 稔	
	2番 眞鍋 伸太郎	
	3番 村松 祐一	
	4番 諏訪 栄一	
	5番 野中 充	
	6番 松本 晋平	
	7番 佐藤 孝夫	
	8番 福田 真実	
	9番 柴崎 陽	
		10番 大井 豊記
	11番 間船 一男	
	12番 松本 吉弥	
	推進委員 本名 京子	
	推進委員 佐藤 和人	
	推進委員 元木 博人	
	推進委員 眞部 剛	
	推進委員 齋藤 仁	
	推進委員 山田 幸市	
	推進委員 佐藤 健一	
	推進委員 山内 栄一	
	推進委員 佐々木 宏光	
	推進委員 山内 祐太郎	
	農業委員 11名出席／12名	
	推進委員 10名出席／10名	

4. 議事録署名人 7番 佐藤 孝夫 8番 福田 真実

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局次長

立川 昇

係長

田邊 実千代

主事

廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局次長 会議の前に、ご報告いたします。10番 大井豊記 委員から欠席の届けがありました。過半数の委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局次長 それでは、ただいまから、第8回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

(松本会長 挨拶)

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
7番 佐藤孝夫 委員、8番 福田真実 委員の両君を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。

議 長 次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、議事に入ります。

【農地法第3条関係】

議長 議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。まず、受付番号6番から10番を上程いたします。
事務局説明願います。

事務局次長 受付番号6番、譲渡人は、譲受人は。
申請農地は 小沢字八幡甲208番 外1筆 田 264㎡ であります。
申請事由としては、譲渡が経営縮小のため、譲受が相手方要望であります。
移転時期は許可日以降であり、価格は10アールあたり450,000円です。
権利は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号7番、譲渡人は、譲受人は。申請農地は下堀字村東56番4 田 1,539㎡ であります。申請事由としては、譲渡が高齢化による規模縮小、譲受が相手方要望であります。
移転時期は許可日以降であり、お二人は親子でありまして、価格は無償となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号8番、譲渡人は、譲受人は。申請農地は 下堀 字村東57番1 田 2,553㎡ であります。申請事由としては、譲渡が高齢化による経営縮小、譲受が相手方要望であります。
移転時期は許可日以降であり、お二人は親戚で さんは さんの妹ということで、価格は無償となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号9番、譲渡人は、譲受人は。
申請農地は 字布才地397番1 畑 218㎡ であります。申請事由としては、譲渡が相手方要望、譲受が自宅近くで便利なためであります。移転時期は許可日以降であり、価格は総額で40,000円です。権利は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号10番、譲渡人は、譲受人は。
申請農地は 佐賀瀬川字前原4番1 外2筆 田 462㎡ であります。
申請事由としては、譲渡が兼業による経営縮小、譲受が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は総額で400,000円です。
権利は所有権移転であります。ここまで以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
受付番号6番から10番について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号6番から10番は原案のとおり許可することに決定いたしました。
続いて、受付番号11番を審議いたします。本案件については、委員が関係しておりますので、会議規則第11条の規定により委員は一時退席願います。

— 委員 一時退席 —

議 長 それでは、受付番号11番について質疑を求めます。

— なしの声 —

質疑なしと認め、採決いたします。受付番号11番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号11番については原案のとおり許可することに決しました。

— 委員 着席 —

議 長 委員に申し上げます。本案件は、原案のとおり許可することに決定しました。

【農地法第5条関係】

議長 次に、議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号6番、譲渡人は、
、譲受人は、
。申請農地は、永井野字東川原68番2 田 976㎡であります。

移転時期は許可日以降で、価格は1㎡あたり1,230円です。権利移転の理由ですが、太陽光発電設備用地としたいとのことです。工事着工及び完成は、許可日以降で令和3年9月30日の予定であります。建築物の名称及び面積は、太陽光発電409㎡、通路・その他567㎡です。以上です。

議長 以上で説明が終わりました。本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。受付番号6番について、佐藤和人委員より報告願います。

佐藤(和)委員 農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。

令和3年3月5日午前10時から調査を行いました。

出席者は、譲渡人の
さん、譲受人は、
さんの代理として、父の
さん、町農業委員会より、眞鍋委員と私、事務局
により現地調査をしております。

転用目的は太陽光発電設備の設置です。付近への被害防止策などですが、申請地は周囲より低くなっているため、土砂流出の恐れはありません。

農業用排水施設への被害防止策ですが、汚水排水は発生せず、雨水については、自然地下浸透させて処理します。よって、周辺の農業用排水施設への影響はありません。その他周辺の農地への影響ですが、申請地は、周囲を道路あるいは宅地に囲まれており、農地はなく、農地の分断等は発生しないため、影響はありません。

また、譲受人と
氏は、会津管内でほかにも数か所、太陽光発電設備を設置しておりますが、周辺住民との間にトラブル等が生じたことはなく、万が一発生した場合には、責任をもって対処するとのことでした。

以上報告いたします。よろしく願います。

議長 出席委員の報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第31号について質疑を求めます。

村松委員 太陽光発電設備への農地転用は、私の記憶ですと、なかなか難しかったように記憶しています。譲受人はほかにも設備を設置しているということですが、太陽光発電設備への農地転用の申請方法を教えてください。

事務局次長 過去には厳しかったということもあるかもしれませんが、現在は、国から、太陽光発電設備等への転用を推奨するような通知も来ております。通常の5条による転用申請となりますので、ちゃんとした申請書を提出していただきまして、土地利用計画図等の図面も提出します。この中で、高さ等の基準につきまして、事前に県とも協議しまして、許可できるものかどうかを審査いたします。その中で許可できる場合だけ上程するようにしております。今回の案件につきましても、3月に現地確認まで行いましたが、いくつかの書類に不備がありまして、遅くなってしまったものです。このように県とも内容をしっかり協議し、県内統一の基準で全て審査しているとのことでございます。今回の案件は、本町のほかに湯川村でも申請が挙がっておりまして、複数の場所で太陽光発電設備を設置するうちの1件であり、全て同一の基準で審査しております。以上でございます。

村松委員 例えば、1ヘクタール以上は許可できないなどの面積要件や、災害が想定されるような場所には設置できないなどの要件はあるのでしょうか。

事務局次長 ただいまのご質問ですが、この間大災害がありました熱海の例を念頭に置かれていると思いますが、あのような危険箇所につきましても、もともと許可が出ないということになります。これについても県内において同一の基準で許可可能かどうかを判断することになっております。本町においても、土砂災害が差し迫っている溪流等がございますが、その中の範囲で該当する場合には審議をしまして、許可できるか判断することになります。基本的には許可できないとお考えください。

村松委員 面積の要件はあるのでしょうか。

事務局次長 上限はございませんが、3,000㎡を超えると、県の常設審議委員会にかかることとなります。その際に必要性をしっかりと説明できる資料が必要になりますので、より厳しい審査となります。以上です。

議長 ほかにありませんか。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 31 号は原案のとおり許可相当の意見を付すことに決定いたしました。

農用地利用集積計画 【利用権設定】

議 長 次に、議案第 32 号 農用地利用集積計画の決定についてを審議いたします。
お諮りいたします。本案件につきましては、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。それでは、利用権設定について、質疑を求めます。
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。利用権設定について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 32 号については原案のとおり決定いたしました。

【荒廃農地にかかる非農地の決定について】

議 長 次に、議案第 33 号 荒廃農地にかかる非農地の決定についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 通し番号 12 番から 13 番まで、農地の所在は、氷玉字道東丁 585 番 1 外 1 筆です。地目、面積、把握日等については一覧表のとおりです。所有者は 2 件ともに さんです。現地確認については、農業委員会より委員 2 名、所有者、事務局で現地調査をしております。

その結果、通し番号 12 番、13 番ともに山林とすることが妥当と判断を受けております。

通し番号 14 番から 17 番まで、農地の所在は、旭三寄字山ノ入丙 263 番 外 3 筆です。地目、面積、把握日等については、一覧表のとおりです。所有者は 4 件ともに さんです。現地確認については、農業委員会より委員 2 名、所有者、事務局で現地調査をしております。

その結果、通し番号 14 番から 17 番までは、山林とすることが妥当との判断を受けております。

通し番号 18 番から 21 番まで、農地の所在は、字東川原 3354 番 外 2 筆、所有者は さん。字御田 2691 番、所有者は さんとなります。地目、面積、把握日等については、一覧表のとおりです。

現地確認については、農業委員会より委員 2 名、所有者、事務局で現地調査をしております。その結果、通し番号 18 番から 21 番までは原野とすることが妥当との判断を受けております。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。本件は現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。通し番号 12 番から 13 番までについて、佐藤健一委員より報告をお願いします。

佐藤(健)委員 非農地判断のための現地調査について報告を申し上げます。

通し番号 12 番、13 番、非農地化希望申請者は、 さんです。
当該地については、農地法の運用第 4 (2) の所有者からの申請に基づき、令和 3 年 6 月 22 日に、農地付き空き家の現地調査後に併せて調査いたしました。出席者は、土地所有者の さん、調査委員は、間船委員と私、町農業委員会により現地調査をしております。

判断基準は、農地法の運用第 4 (4) に基づき判断いたしました。

氷玉字道東丁 585 番 1 外 1 筆は、白鳳山の南側に接しております。

現地を精査し、申請人より聞き取りをしたところ、2筆とも未整備の農地であり、40年以上不耕作地となっていたため、山林の様相でありましたので、農地として復元できないと判断いたしました。申請地は、周辺の耕作地とは町道で分断されており、他の農地への影響はありません。

そこで、氷玉字道東丁 585 番 1 外 1 筆 について、非農地 山林であると判断いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 続いて、通し番号 14 番から 17 番について、元木博人委員より報告をお願いいたします。

元木委員 非農地判断のための現地調査について報告を申し上げます。

通し番号 14 番から 17 番、非農地化希望申請者は、 さんです。

当該地については、農地法の運用第 4 (2) の所有者からの申請に基づき、令和 3 年 6 月 30 日午前 9 時 30 分から調査を行いました。出席者は、土地所有者の さん、調査委員は、村松委員と私、町農業委員会により現地調査をしております。

判断基準は、農地法の運用第 4 (4) に基づき判断いたしました。

旭三寄字山ノ入丙 263 番 外 3 筆は、赤館ため池の南側の山中に位置しております。現地を精査し、申請人より聞き取りをしたところ、4筆とも未整備の農地であり、30年以上不耕作地となっていたため、山林の様相でありましたので、農地として復元できないと判断いたしました。

申請地は周辺が山林で囲まれており、農地はなく、他への影響はありません。

そこで、旭三寄字山ノ入丙 263 番 外 3 筆について、非農地 山林であると判断いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 続いて、通し番号 18 番から 21 番について、本名京子委員より報告をお願いいたします。

本名委員 非農地判断のための現地調査について報告を申し上げます。

通し番号 18 番から 20 番まで、非農地化希望申請者は、 さんです。当該地については、農地法の運用第 4 (2) の所有者からの申請に基づき、令和 3 年 7 月 6 日 午前 9 時 30 分から調査を行いました。出席者は、土地所有者の さんの代理として 、調査委員は、渡部委員と私、町農業委員会により現地調査をしております。

判断基準は、農地法の運用第 4 (4) に基づき判断いたしました。

東川原 3354 番 外 2 筆は、宮川いこいの河畔緑地公園の北西に位置しております。現地を精査し、代理人及び事務局より聞き取りをしたところ、3 筆とも、10 年以上不耕作地となっており、柳や葦が生い茂り、原野化の様相でありました。また、河川近くの農地であるため、7 センチメートルほど掘ると、砂利が出る状況にありましたので、再生困難な農地と判断いたしました。申請地は、隣地は宅地や雑種地であり、他の農地への影響はありません。

そこで、東川原 3354 番 外 2 筆 について、非農地 原野であると判断いたしました。

併せまして、通し番号 21 番、非農地化希望申請者は、 さんです。

現地調査に同席していただいております。申請地は、字御田 2691 番、会津高田駅近くにあります。柳台団地町営住宅の北東側に位置しております。

現地を精査し、申請人より聞き取りをしたところ、30 年以上不耕作地となっており、原野化の様相でありました。また、当該地への進入路はなく、耕作用機械は通行できません。よって、再生困難な農地として判断いたしました。

申請地は、北側に只見線があり、周囲を宅地に囲まれており、農地はなく、農地の分断等は発生しないため、影響はありません。そこで、字御田 2691 番 について、非農地 原野であると判断いたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 出席委員の報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第 33 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 33 号は原案のとおり決定いたしました。

【相続による農地の取得 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議長 それでは、報告第 32 号から第 34 号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第 32 号につきましては、相続による農地の取得でございます。9 件の届出が提出されております。いずれも相続による農地の取得でございますので、詳細については説明を省略したいと思います。

【合意解約について】

事務局次長 続きまして、報告第 33 号につきましては、両者の合意に基づく解約であります。件数が多く 40 件提出されております。順次ご覧いただければと思います。受付番号 4 番から 42 番までにつきましては、新屋敷新田の基盤整備に関連して、中間管理機構を通して賃借していたものを解約するものです。続いて 43 番、44 番については、中間管理機構を通して賃貸借していた農地を、所有者自らが耕作するというので、2 件となりますが、同じ農地の解約となります。

【空き家に附随する農地について】

事務局次長 受付番号 1 番、申請者 さん、申請農地は 氷玉字ウツロ下丁 661 番 外 10 筆 田 16,904 m²、氷玉字相川丁 27 番 1 外 3 筆 畑 856 m² 合計 17,760 m²で、空き家バンクへの登録時に、付随する農地の確認依頼があったものです。現地確認については、農業委員会より委員 2 名、所有者、事務局で調査をしております。現地確認の結果、全て空き家に付随する農地であると認められました。

なお、実際の売買時には農地法第 3 条に基づく申請が必要となります。

また、通常空き家に附随する農地の場合、1 アールという別段面積が適用されますが、今回は 1 ヘクタール以上あるため、通常農地売買となります。以上です。

議長 以上で説明が終わりました。
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議長 異議なしと認めます。
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理者 以上をもちまして、第8回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

《 14 : 30 終了》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議長 _____ 印
(松本 吉弥)

会議録署名人 _____ 印
(7番 佐藤 孝夫)

会議録署名人 _____ 印
(8番 福田 真実)